

令和7年度第1回 大阪府権利擁護支援体制推進分科会

令和8年2月24日

大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課



本日の流れ

1. 府内の権利擁護支援の状況

(1) 成年後見制度の利用状況

(2) 日常生活自立支援事業の利用状況

(3) 日常生活自立支援事業の課題解決に向けた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」について

(4) 身寄りのない高齢者等への支援について

(5) 権利擁護支援体制の整備状況（中核機関整備状況）

2. 府方針に基づく取組状況

3. 次年度の方角性

4. 国の動向等

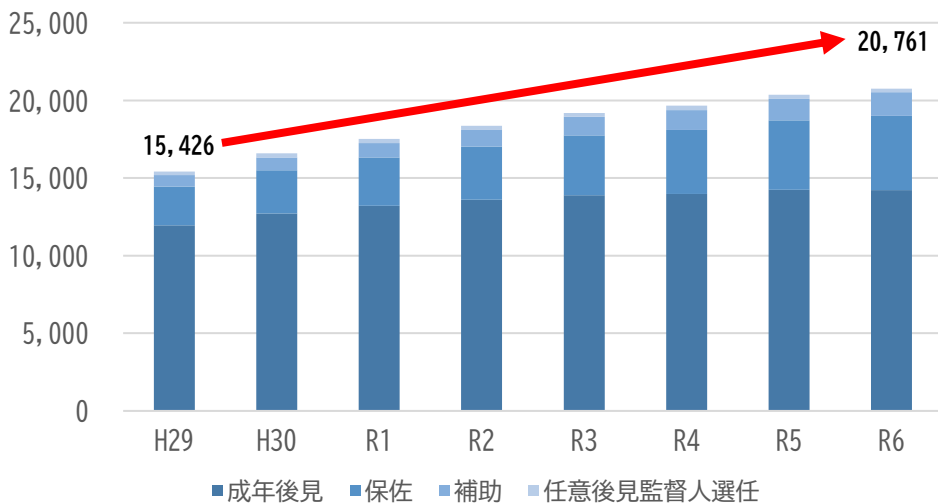
1. 府内の権利擁護支援の状況

(1) 成年後見制度の利用状況（利用者数、申立件数の推移）

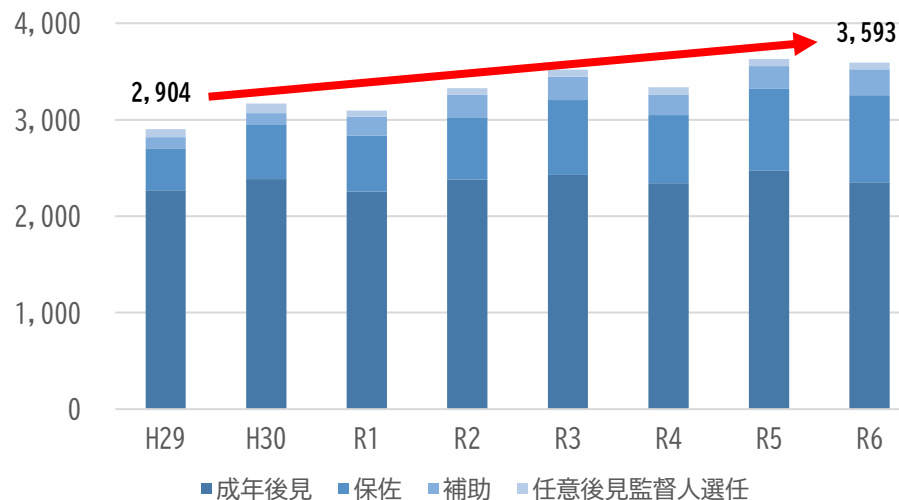
- 成年後見制度の利用者数・申立件数は年々増加している。
- 特に、保佐・補助類型の申立件数はH29の2倍、割合も保佐類型で大きく増加している。

参考1

成年後見制度の利用者数の推移



申立件数の推移



	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
合計	15,426	16,601	17,523	18,357	19,199	19,657	20,362	20,761
任意後見監督人選任	227	268	273	266	256	273	260	237
補助	749	825	929	1,064	1,193	1,283	1,395	1,520
保佐	2,493	2,791	3,106	3,425	3,852	4,134	4,474	4,780
成年後見	11,957	12,717	13,215	13,602	13,898	13,967	14,233	14,224

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
合計	2,904	3,168	3,095	3,327	3,519	3,336	3,629	3,593
任意後見監督人選任	85	98	62	66	72	77	72	70
補助	116	126	196	235	241	211	237	270
保佐	433	558	581	647	777	706	849	901
成年後見	2,270	2,386	2,256	2,379	2,429	2,342	2,471	2,352

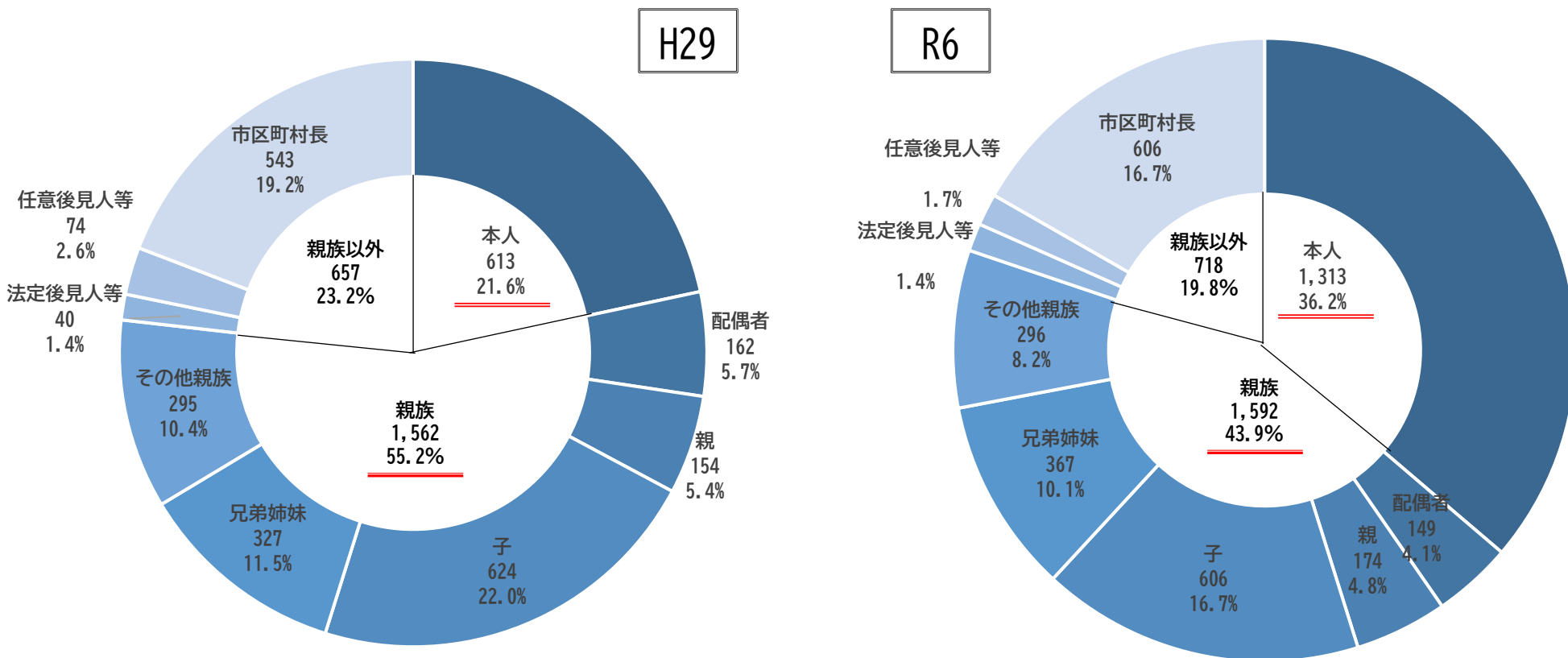
・「成年後見関係事件の概況」大阪家庭裁判所提供資料より、大阪府地域福祉課で加工
利用者数は各年12月末日時点の人数

(1) 成年後見制度の利用状況（申立人と本人との関係別件数）

- 本人申立て（36.2%）が最も多く、次いで市町村長（16.7%）、子（16.7%）となっている。
- H29と比較して、本人申立の割合が増加し、親族申立の割合が減少している。

参考1

申立人と本人との関係別件数の推移



・「成年後見関係事件の概況」大阪家庭裁判所提供資料より、大阪府地域福祉課で加工
 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。
 1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数とは一致しない。

(2) 日常生活自立支援事業の利用状況

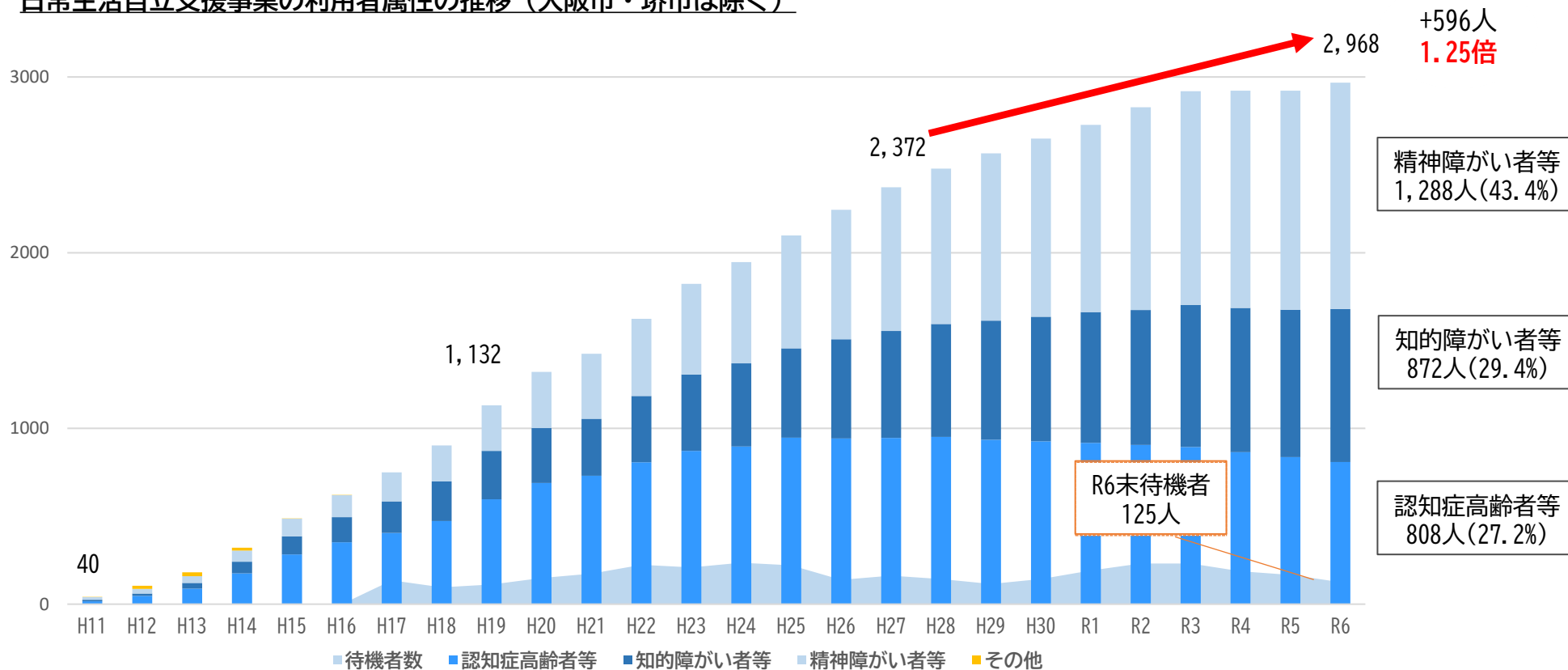
○利用数は10年前の1.25倍に増加し、常時100～200名の待機者が生じている。

○利用者属性は精神障がい者等、知的障がい者等が大きく増加する一方、認知症高齢者等は減少している。

日常生活自立支援事業とは

○都道府県・指定都市社協が実施主体となり、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や日常的金銭管理サービスを行う社会福祉事業

日常生活自立支援事業の利用者属性の推移（大阪市・堺市は除く）



・各数値は、大阪府社協の報告による。

(3) 日常生活自立支援事業の課題解決に向けた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」について

○日常生活自立支援事業の課題解決に向けたワーキングを、市町村と市町村社協の協力を得ながら、府と府社協で令和5年度末から実施。令和7年3月末にとりまとめ。(参画市：豊中市、守口市、和泉市、東大阪市)

令和7年3月
日常生活自立支援事業の課題解決に向けた
「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」検討WG

日常生活自立支援事業の課題解決に向けた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」について【概要】

日常生活自立支援事業の現状と課題

- 日常生活自立支援事業(日自)は、ご本人が自らの力で意思決定を行う過程を重視し、ご本人と一緒に考え、日常生活の自立を支援する事業
【大阪府の状況】実利用者数：2,922人(R6.3) 認知症高齢者等837人(28.6%)、知的障がい者等838人(28.7%)、精神障がい者等1,247人(42.7%)
(政令市除く) H26比で、利用者数は1.3倍増、問い合わせ・相談件数は1.2倍増、精神障がい者等の利用者数が1.7倍増(全国に比べ精神障がい者等の割合が高い)
【課題】<市町村社協>待機者の発生(利用相談の増加含む)、成年後見制度への移行、支援内容・範囲、地域連携ネットワークの構築と他機関や各種制度との連携、キャッシュレス決済、金融機関への対応など
<市町村>待機者の発生、事業の現状・実施状況の把握、成年後見制度への移行、地域連携ネットワークの構築と支援チームとしての連携 など
- 現場で創意工夫を重ねるものの、日常生活自立支援事業だけでは対応が難しい状況
- 一方で、包括的な支援体制(重層的支援体制整備事業)との連動や、中核機関の整備による権利擁護支援に係る連携体制の構築などの動き

権利擁護支援を推進するための基本的な方針

- 日常生活自立支援事業の運用面の整理と関係機関の理解促進
 - 権利擁護支援を必要とする方が適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業の初回相談時に対応すべき課題を整理し、必要なサービスにつなげる。
 - 日常生活自立支援事業が地域で果たす役割を明確に示し、市町村や関係機関の理解を促進する。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
 - 支援チームの連携促進、重層的支援体制整備事業との連動など、包括的な支援体制における連携強化を図る。
 - 府及び府社協は、市町村と日常生活自立支援事業を実施する社協との相互理解による連携体制を構築するため、全市町村に中核機関を整備するよう努める。

各主体の取組み

市町村

- 包括的支援体制構築の主要な取組として権利擁護支援の体制整備を位置づけ
- 協議の場を設けるなどチーム形成の推進、組織的な連携体制の構築

等

市町村社協

- これまで日自を通じて築いたネットワークや関係機関との信頼関係を活かした地域と行政のつなぎ役としての役割の推進
- 日自の見える化、地域資源の開発、ネットワークを活かした地域づくり

等

大阪府

- 中核機関整備等に向けた支援及び日自の事業理解の促進・周知
- 日自の重要性の認識、財源確保、安定的な事業運営に向けた国への要望

等

府社協

- 日自における運用面での整理(業務効率化、業務フローの見直し、好事例の収集等)
- 人材育成や交流の場・相談機会の充実
- 不正防止の観点での確認
- 実施状況の動向把握・分析と府への報告、市町村社協へ情報提供、全社協への提案等

国への要望・提言

- 日常生活自立支援事業の充実・改善に向け、
 - キャッシュレス決済など新たな支払い方法を踏まえた支援のあり方の検討
 - 金融機関の理解促進
- 不安定な事業運営の課題解消
- 専門性をもった福祉サービスとして位置づけ
- 身寄りのない高齢者等の増加への対応

- 各主体の実践・取組の成果をまとめ、権利擁護支援の充実・強化に向けて国に提言

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を地域で支える、日常生活自立支援事業など
権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と充実へ

(3) 日常生活自立支援事業の課題解決に向けた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」について

○頼れる身寄りがない、という問題を府民が考えるための機会を確保するため、「身寄り問題を考えるセミナー」を大阪府、府社協、公益財団法人大阪府市町村振興協会とともに2月26日開催予定。

高齢になったとき、頼れる家族や身近な人がいなかったら——
そんな不安を感じたことはありませんか。

「もしもの時、頼れる人はいますか？」実はこれ、誰にとっても身近で大切な問題です。
このセミナーでは、困った時に助け合える地域の仕組みや公的な支援について、皆さんと一緒に考えます。

会場 大阪市立阿倍野区民センター
大ホール
〒545-0052
大阪市阿倍野区阿倍野筋4-19-118

参加対象 どなたでもご参加いただけます
※お申込みが必要です

身寄り問題に興味のある府民
市町村・市町村社会福祉協議会職員
権利擁護支援中枢機関職員や権利擁護関係機関の方

【第1部】講演
「身寄り問題ってどういうこと？」
同志社大学 社会学部 教授 永田 祐氏

【第2部】パネルディスカッション
「身寄り問題にどう取り組むか」
パネリスト：(順不同)
当事者の立場から(豊中市民 2名)
豊中市社会福祉協議会 事務局長 勝部 麗子氏
大阪弁護士会 弁護士 青木 佳史氏
社会福祉法人 玉葉福祉会 地域包括支援センター向日菜
主任介護支援専門員 山田 美代子氏

コーディネーター
同志社大学 社会学部 教授 永田 祐氏

【主催】
大阪府・社会福祉法人大阪府社会福祉協議会・公益財団法人大阪府市町村振興協会(マッセOSAKA)

【お問い合わせは…】
社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
地域福祉部 権利擁護推進室
〒542-0065 大阪市中央区中寺一丁目1番54号
大阪社会福祉指導センター3階

電話：06-6764-7760
(受付時間：平日午前9時～午後5時30分)
メール：koken@osakafusyakyo.or.jp

参加申し込みフォーム

近年、「身寄りがない」「頼れる人が少ない」という問題は、特別な人だけのものではなく、私たち誰にとっても身近な課題になっています。このセミナーでは、実際に地域で支援に取り組んでいる方や当事者の声を聞きながら、「自分だったらどうするだろう」「地域で何が出来るだろう」と一緒に考えていきます。もし自分や家族、近所の人が困ったとき、不安を安心に変えるためにどんな支えがあるのか。自分でできること、地域で助け合えること、公的な支援のことなど、一緒に、これからの安心について考えてみませんか？

阿倍野区民センター
阿倍野区民センター
阿倍野区民センター

会場 大阪市立阿倍野区民センター
大ホール
〒545-0052
大阪市阿倍野区阿倍野筋4-19-118

大阪メトロ谷町線「阿倍野」駅⑥号出口から西へ50M
阪堺電車上町線「阿倍野」駅から南西へ180M
大阪メトロ御堂筋線「天王寺」駅・JR「天王寺」駅
近鉄南大阪線「大阪阿倍野橋」駅から南へ800M

お申し込み方法 締切: 令和8年2月17日(火)

- 【フォームでのお申込み】**
<https://forms.gle/eDuYG4MW9rwkpDam9>
 にアクセスいただくか
 右の二次元コードを読み取り、申込フォームからお申込みください。
 事前にアンケートを取っております。ご協力をお願いいたします。
- 【電子メールでのお申込み】 申込先アドレス: koken@osakafusyakyo.or.jp**
 件名欄:「マッセ市民セミナー申込」と入力
 本文欄:①ご氏名・ふりがな ②勤務先・所属部署・役職(法人・団体の方のみ)
 を入力のうえ、上記アドレスにメールを送信ください。
 申込フォームをこちらから返信いたしますので、フォームにご記入のうえ、ご返信をお願いいたします。
- 【上記①、②では お申込みできない方】**
 お電話やFAXにてお問合せください。
 電話:06-6764-7760(受付時間:平日午前9時～午後5時30分)
 FAX:06-6764-7811

(4) 身寄りのない高齢者等への支援について

- 厚生労働省が令和8年度概算要求で、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を事業終了し、「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組」を予算案化。
- 国予算としては、令和7年度補正予算で予算化し、令和8年度実施。
- 府として「持続可能な権利擁護支援モデル事業（総合的な支援パッケージを提供する取組）」を実施していた枚方市分について予算要求を行い、予算を確保。
- 今後、本事業の実績を参考に、WGなどで今後の社会福祉法改正に向けた準備を進めていく。

大阪府枚方市「ひらかた縁ディングサポート事業」(取組開始：令和6年度～) ※令和6年度までの取組状況

- 1 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す
- 2 日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組
- 3 1 寄付等による多様な主体の参画を促す取組
- 4 1 包括的な相談・調整窓口の整備
- 5 2 総合的な支援パッケージを提供する取組

対象地域

【面積】65.12km²
 【人口】392,736人
 【うち65歳以上】114,220人
 【高齢化率】29.1%

※令和6年10月1日時点

背景・経緯

- ・ 検討開始時期：令和6年5月
- ・ 取組開始時期：令和6年10月
- ・ 十分な資力がないなど、民間事業者による支援が受けられない方に対し、意思決定支援を確保しながら入院・入所時の身元保証を代替する支援や、死後の事務支援を併せて提供するため、事業を開始。

事業概要、実施スキーム

【事業概要】
 ひらかた縁ディングサポート事業は、身寄りのない高齢者の方が、住み慣れた地域で最期まで安心して生活ができるよう、見守りや安否確認サービスをはじめ、預託金をお預かりした上で、入退院時の支払い代行やお亡くなりになった後の葬儀、納骨、家財処分、行政官庁への届け出等を行う事業。終活情報登録サービス、見守り・安否確認サービス、入退院時等支援サービス、預託金によるサービスをセットで実施している。

【利用者の要件】
 以下の全てに該当する枚方市民
 ✓ 市内在住
 ✓ 65歳以上の単身世帯で支援可能な親族がいない方
 ✓ 契約内容を十分に理解し、利用を希望される方
 ✓ 市民税非課税、かつ預貯金の合計額が500万円以下の方
 ✓ 自分名義の不動産を所有していない方
 ✓ 生活保護世帯ではない
 ✓ 4つのサービスをすべて受けることに同意いただける方

【夜間・休日等の緊急連絡先およびその対応】
 緊急連絡先用の携帯電話を24時間社協職員が持ち回りで携帯している

実施スキーム図

```

    graph TD
        City[枚方市] -- 委託 --> Soc[枚方市社会福祉協議会]
        Soc -- 実施報告 --> City
        Soc -- 契約 --> Biz[事業者]
        Biz -- 説明会、リスト化 --> Soc
        Biz -- 支払い --> Biz
        Biz -- 死後事務のサービス提供 --> Person[本人]
    
```

【管理監督団体】

① 枚方市
 ○枚方市社会福祉協議会に事業委託
 ○必要に応じて社協につなぐ
 ○利用希望者の審査
 ○実施報告の受付

② 枚方市社会福祉協議会(委託先)
 ○事業の案内、利用希望者の審査、契約の締結
 ○事業者への説明会、申込のあった事業者をリストアップし、利用希望者に紹介
 ○契約に基づく定期確認(月1回の電話、半年に1回の訪問)、死後の葬儀・埋葬等、および遺言作成及び執行サービスの案内および実施
 ○枚方市への実施報告

【民間事業者等】
 ○利用者の希望に沿ったサービスの実施
 ○社協への実施報告

【利用者(市民)】
 ○情報収集、市役所、社協に相談
 ○枚方市社会福祉協議会と契約締結

【〇成年後見制度と権利擁護支援等の連携強化】 施策名：身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業

令和7年度補正予算案 7.1億円 社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室
(内線2228)

① 施策の目的

身寄りのない高齢者等への支援策として、関係審議会等で現行の日常生活自立支援事業を拡充・発展する形で実施する方向性が示されており、意欲ある社協における試行的な取組を実施し、社協の体制整備にあたっての課題を早急に整理する。

② 対策の柱との関係

I			II				III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

都道府県社協・指定都市社協が実施する日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがいないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会(事業の一部を委託可)

【取組内容】
 日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがいないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。
 ①入院・入所等の円滑な手続等支援… 円滑に入退院・入退所をするために必要と考えられる支援
 ②死後事務の支援… 死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援

スキーム図

```

    graph TD
        National[国(交付要綱の作成等)] -- 補助 --> Pref[都道府県]
        Pref -- 補助 --> City[指定都市]
        Pref -- 補助 --> Soc[都道府県社協]
        Soc -- 委託 --> Local[市区町村社協等]
    
```

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応した支援が行われることにより、高齢期においても地域で安心して暮らせるようにする。

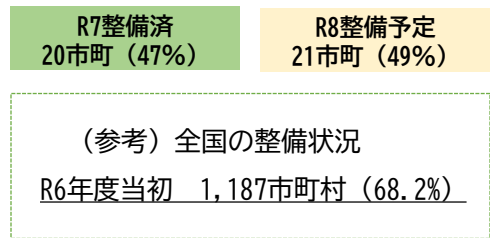
(5) 権利擁護支援体制の整備状況（中核機関整備状況）

○府内の中核機関整備状況は5割程度と、全国と比較すると低調。

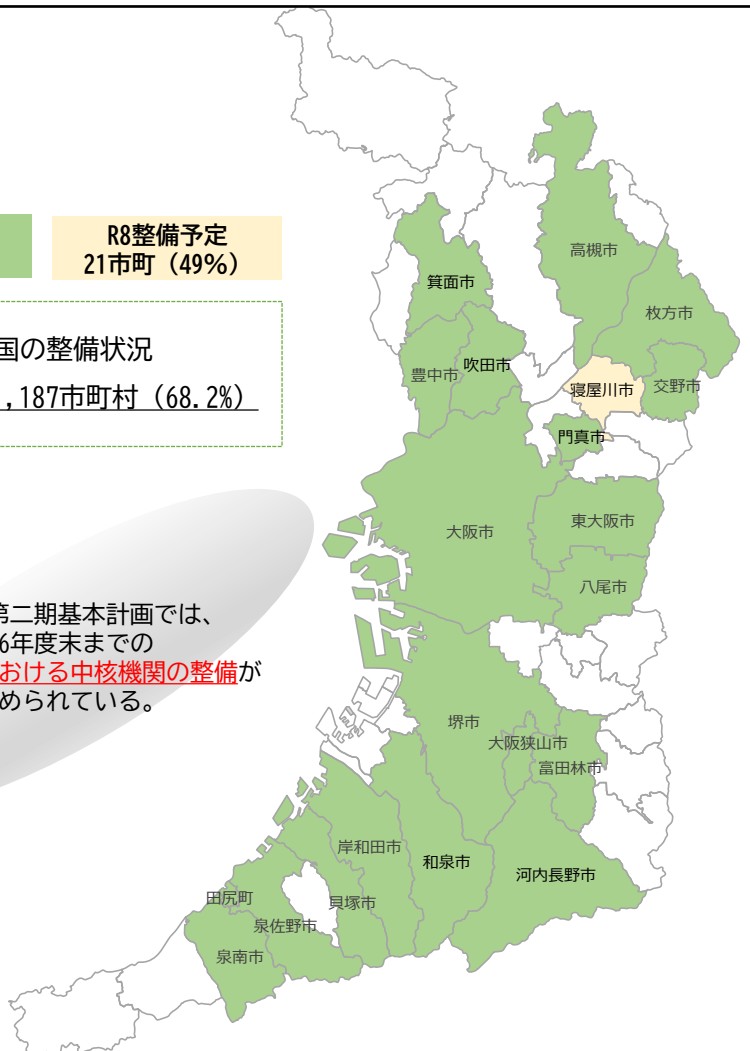
中核機関とは 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制のこと

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割

整備年月日		市町村名
H30年度	H30. 4. 1	大阪市
R1年度	H31. 4. 1	豊中市
	R2. 3月	堺市
R2年度	R3. 1. 15	東大阪市
R3年度	R3. 4. 1	八尾市
	R3. 7. 1	枚方市
	R4. 2. 1	交野市
R4年度		岸和田市
	R4. 4. 1	泉佐野市
		大阪狭山市
	R4. 7. 1	富田林市
R5年度	R5. 4. 1	泉南市
		田尻町
	R6. 4. 1	高槻市
R6年度		河内長野市
	R6. 7月	吹田市
	R6. 10. 1	和泉市
	R7. 4. 1	箕面市
R7年度	R7. 10. 1	門真市
	R7. 10. 1	貝塚市



※国の第二期基本計画では、R6年度末までの全市町村における中核機関の整備が求められている。



・ R8 整備予定 1 市は大阪府の聞き取りによる。
 ・ 全国の整備状況は「令和 6 年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査（厚生労働省）」より

(5) 権利擁護支援体制の整備状況（市民後見人の養成状況）

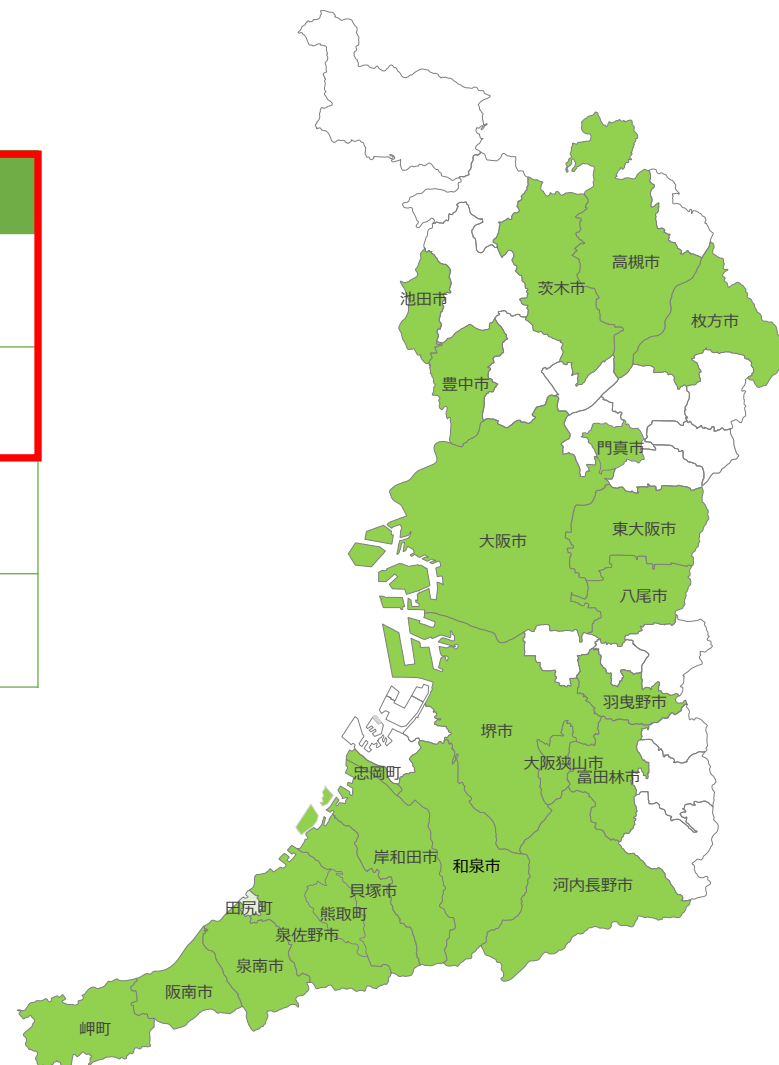
○和泉市がR6から養成を開始。現在24市町（56%）が市民後見人の養成研修を実施している。

参考2

市民後見人の養成・活動状況（R7.4.1時点）

	大阪府域	大阪市	堺市
市民後見人バンク 登録者数	319	299	77
受任件数	42	94	10
市民後見人バンク 登録者数（累計）	562	675	166
受任件数（累計）	138	352	53

- ・大阪市は、大阪市社会福祉協議会へ事業委託（H18事業開始、H19～）
堺市は、堺市社会福祉協議会へ事業委託（H25～）
その他大阪府域は、大阪府社会福祉協議会へ事業委託（H23～）し、養成・支援事業を行っている。
- ・各市の報告資料を大阪府地域福祉課で加工



2. 府方針に基づく取組状況

(1) 都道府県による取組方針とは

大阪府における取組方針（令和5年9月策定、令和7年3月改訂）

- ・大阪府における成年後見制度利用促進に係る体制整備に向けた取組方針
- ・大阪府成年後見制度に関する担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成方針



参考資料2

(参考)

都道府県による取組方針の策定（第二期成年後見制度利用促進基本計画P60.61）

【目的】地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

【目標】権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

【盛り込むことが望ましい内容】

- ・都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針
- ・市町村に対する体制整備支援の方針
- ・担い手の確保の（育成）方針

➡ 担い手の育成方針（R4.3.28厚生労働省事務連絡）

市町村の主体性を尊重しながら、都道府県がどのように圏域全体の担い手（市民後見人・法人後見実施団体）育成に取り組んでいくかを示す

○体制整備に向けた取組方針

（１）中核機関の立ち上げに向けた支援

・情報提供

民法（成年後見制度）改正、社福法改正に関する国の動きを注視し、府内での研修等を開催

（２）中核機関の機能強化に向けた支援

・受任者調整の手法等についての研究

府内市町村における受任者調整の手法等について、市町村の協力を得て研究を行う

○担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成方針

（１）市民後見人

・情報収集と共有

バンク登録者の活躍の場の仕組みづくりについて、モデル事業など全国の事例を収集し、市町村と共有

（２）法人後見実施団体

・大阪府法人後見支援事業の研修対象等の見直し

新規受任に向け市町村に働きかけを行うとともに、事業の研修実施対象等の見直しを行う

(2) 大阪府における成年後見制度利用促進に係る体制整備に向けた取組方針

② 府方針の取組状況

4. 大阪府による体制整備に向けた支援

(1) 中核機関の立ち上げに向けた支援

府方針	取組状況
<p>①包括的な支援体制への位置付け 市町村が権利擁護支援を包括的な支援体制に位置付け、庁内及び関係機関との連携を促進できるよう、その考え方について研修等による周知啓発を行う。</p>	<p>○研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度見直しの方向性についての勉強会（R7.10） 講師：青木佳史弁護士 成年後見制度利用促進専門家会議 委員 法制審議会民法（成年後見等関係）部会 委員 ・近畿6府県の市町村を対象とした情報交換会（R8.2） 情報提供：厚生労働省、青木佳史弁護士 <p>○先行事例の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度より実施するWG(※)において報告書を取りまとめ、包括的支援体制（重層的支援体制整備事業）と成年後見制度利用促進との連携事例を市町村地域福祉担当課長会議などで紹介 <p>(※)日常生活自立支援事業の課題解決に向けた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」検討WG（構成：府、府社協、4市町村、4市町村社協）</p>
<p>②先行事例等の情報提供 府内で中核機関整備済みの市町村の先行事例や、市民後見人養成・支援事業を実施している市町村の体制整備例について、市町村に提供する。</p>	<p>○先行事例の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核機関未整備市町村を対象とした意見交換会（R8.1） 門真市の中核機関立ち上げ事例を報告 ・府内中核機関設置市連絡会（R8.1） 八尾市の市民後見人の活躍事例を報告 豊中市のチーム形成支援の取組を報告
<p>③立ち上げへの助言 市町村の求めに応じて、国の養成する専門アドバイザーの派遣等を行う。</p>	<p>○専門アドバイザーの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府成年後見制度利用促進専門員派遣事業の実施 延べ6名の専門員を市町村に派遣（予定含む）

(2) 大阪府における成年後見制度利用促進に係る体制整備に向けた取組方針

② 府方針の取組状況

4. 大阪府による体制整備に向けた支援

(2) 中核機関の機能強化に向けた支援

府方針	取組状況
<p>①権利擁護の相談支援 市町村の各相談窓口で、権利擁護支援を必要とする人を適切な支援に繋ぐことができるよう、相談窓口職員等を対象とした研修を実施する。</p>	<p>○研修等</p> <ul style="list-style-type: none">・相談実務担当者のための権利擁護実務初任者研修会 (R7.6) 講師：橋本直子司法書士・市町村担当者のための成年後見制度市町村長申立研修会 (R7.8) 講師：高江俊名弁護士・成年後見制度実務者のための事例検討会 (R7.12、R8.1) 講師：田村満子社会福祉士
<p>市町村の成年後見制度相談窓口について、大阪府ホームページにて広く周知するとともに、家庭裁判所と連携し、親族後見人等への案内を行う。</p>	<p>○府ホームページでの周知</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村相談窓口と、親族後見人の相談会等について周知 https://www.pref.osaka.lg.jp/o090020/chiiikifukushi/kouken/sodan-madoguchi.html
<p>②適切な選任形態の判断 市町村において、受任者調整のしくみを検討できるよう、意見交換の場を設ける等、情報提供を行う。 市町村が上記の情報提供を受け、しくみを検討した結果、受任者調整の場を単独で設置することが難しい場合、府が受任者調整の場の設置を検討する。</p>	<p>○意見交換</p> <ul style="list-style-type: none">・府内中核機関設置市連絡会 (R8.1) 出席市町村が希望するテーマごとに分かれて意見交換を実施 <p>○伴走支援</p> <ul style="list-style-type: none">・富田林市成年後見制度利用促進「協議会」に毎月参加し、富田林市の受任者調整の仕組みづくりについて、助言や意見交換を行った。専門職アドバイザーに富田林市のしくみづくりについて、助言いただいた。

参考3

(2) 大阪府における成年後見制度利用促進に係る体制整備に向けた取組方針

② 府方針の取組状況

4. 大阪府による体制整備に向けた支援

(2) 中核機関の機能強化に向けた支援

府方針	取組状況
<p>②適切な選任形態の判断 市町村が成年後見制度利用支援事業の適切な実施について見直しできるように、府内市町村の事業実施状況について情報共有する。</p>	<p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none">市町村長申立に係る実態調査 (R7. 6) R6年1月から12月の市町村長申立て全件について、成年後見制度利用支援事業の実施状況を調査し、取りまとめ結果を共有 <p>○情報提供</p> <ul style="list-style-type: none">成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査 (厚生労働省実施) R7の府内市町村回答を整理し、市町村へ情報提供予定
<p>③権利擁護支援チームの自立支援 府は、権利擁護支援チームが権利擁護支援について共通の理解を持ち、意思決定支援に取り組めるよう、市町村等に対し、意思決定支援研修を実施する。</p>	<p>○研修等</p> <ul style="list-style-type: none">権利擁護に係る意思決定支援研修会 (R8. 2) 講師：久岡英樹弁護士、田村満子社会福祉士府内中核機関設置市連絡会 (R8. 1) 中核機関整備済み市町村担当者及び中核機関職員が、八尾市及び八尾市社協の取組、八尾市市民後見人のお話、並びに豊中市の取組を聞き意見交換

(3) 大阪府成年後見制度に関する担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成方針

② 府方針の取組状況

2. 市民後見人

(2) 市民後見人の養成

府方針	取組状況
<p>フェーズ1（検討期） 府は、市民後見人が地域に与える効果の周知を図る等、積極的な支援を行う。</p>	<p>○調査 ・府内市町村への調査（R8.2） 養成事業未実施の市町村に対し、その理由をアンケート調査</p> <p>○周知 ・イベントの周知 未整備市町村に市民後見人を知ってもらえるよう、オリエンテーション・セミナー・シンポジウム等のイベントを周知</p> <p>・府ホームページでの周知 https://www.pref.osaka.lg.jp/o090020/chiikifukushi/kouken/shiminshoukai.html</p>
<p>フェーズ2（成長期） フェーズ3（発展期） これまでどおり、市町村が主体となり、市民後見人の養成に取り組む。</p>	<p>○補助 ・大阪府権利擁護人材育成事業（市民後見人の養成等）補助金 養成実施市町村に対し、大阪府社協への委託料の3/4を補助（大阪市・堺市は別途積算）</p>

参考4

(3) 大阪府成年後見制度に関する担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成方針

② 府方針の取組状況

2. 市民後見人

(3) 市民後見人の活躍支援

府方針	取組状況
フェーズ2（成長期） 市町村は、府や関係機関等と協働し、受任の促進による市民後見人としての活躍支援に取り組む。	○状況把握 ・受任調整企画会議、三社協会議等への出席 ○情報提供 ・府内中核機関設置市連絡会（R8.1） 八尾市の市民後見人の活躍事例を報告
フェーズ3（発展期） 市町村は、府や関係機関等と協働し、受任の促進による市民後見人としての活躍支援に取り組みつつ、バンク登録者の活躍の場の仕組みづくりを主体的に行う。 府は、市町村における活躍支援状況等の情報提供を行う。	○情報提供 ・府内中核機関設置市連絡会（R8.1） 八尾市の市民後見人の活躍事例を報告 ・市町村調査を実施し、活躍事例を共有（R8.2） ・バンク登録者の活躍の場の仕組みづくりなどについて、国のモデル事業に係る研修を随時案内

参考5

(3) 大阪府成年後見制度に関する担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成方針

② 府方針の取組状況

3. 法人後見実施団体

(1) 府が養成すべき法人後見の研究と推進

(2) 法人後見実施団体の育成

府方針	取組状況
<p>府は、二期計画を踏まえ、府が養成すべき法人後見について研究し、推進する。</p> <p>府は、大阪府法人後見支援事業（社会福祉法人による「地域における公益的な取組」としての法人後見の支援）を引き続き実施する。</p>	<p>○情報収集</p> <ul style="list-style-type: none">・大阪家庭裁判所へ法人後見実施団体について調査の実施・法人後見実施団体（府事業以外）への法人後見に係る調査実施予定 <p>○情報提供</p> <ul style="list-style-type: none">・府法人後見支援事業参画団体の受任に向け、以下府主催の勉強会等において、府内市町村に事業紹介を行った。 <p>成年後見制度見直しの方向性についての勉強会（R7.10） 府内中核機関設置市連絡会（R8.1） 中核機関未整備市町村を対象とした意見交換会（R8.1）</p> <p>○研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・近年の研修受講法人の減少などを考慮し、今年度は事業検討を行ったため、実施せず。

参考6

3. 次年度の方向性

○体制整備に向けた取組方針

（１）中核機関の立ち上げに向けた支援

・情報提供

民法（成年後見制度）改正、社福法改正に関する国の動きを注視し、府内での研修等を引き続き開催

・市町村の中核機関のあり方及び都道府県による市町村への立ち上げ支援についての検討

法改正（民法・社会福祉法）を見越し、中核機関のあり方及び中核機関の立ち上げに係る都道府県による市町村支援について検討する。

府内市町村へのヒアリングを実施し、中核機関整備済み市町村については、好事例の収集に努め、未整備市町村については、中核機関の設置に向けての課題の抽出を行う。

分科会において、好事例の報告、課題の検討を行い、中核機関に関する国への要望につなげる。

（２）中核機関の機能強化に向けた支援

・中核機関による権利擁護支援チームの形成のための情報提供

市町村の中核機関の機能強化を目的として、権利擁護支援チームによる本人支援の府内先進事例や他府県事例の紹介を引き続き進める。

・受任者調整のしくみの検討にあたっての手法等の周知（事例の展開）及び支援

府内市町村における受任者調整の手法等について、市町村が検討する一材料とするために、富田林市の検討過程などのとりまとめを行う。その他の事例も収集し、好事例は周知していく。

市町村の受任者調整にあたってのポイントについて、分科会において検討する。

提案事項：分科会の改組（案）

- 中核機関の立ち上げ支援及び市町村における受任者調整のしくみの検討にあたっての手法等の周知及び支援のため、分科会を改組。
- 中核機関及び受任者調整については、市町村がまず取り組むべき事務であり、市町村のニーズ把握が必要不可欠。そのため、基礎自治体の意見聴取が必要であるため、分科会に市町村の委員を追加する。

学識
学識
専門職団体（大阪弁護士会）
専門職団体（大阪司法書士会）
専門職団体（大阪社会福祉士会）
専門職団体（近畿税理士会）
専門職団体（大阪府行政書士会）
都道府県社協（大阪府社会福祉協議会）
当事者団体（認知症）
当事者団体（知的障がい）
当事者団体（精神障がい）



学識
学識
専門職団体（大阪弁護士会）
専門職団体（大阪司法書士会）
専門職団体（大阪社会福祉士会）
専門職団体（近畿税理士会）
専門職団体（大阪府行政書士会）
都道府県社協（大阪府社会福祉協議会）
当事者団体（認知症）
当事者団体（知的障がい）
当事者団体（精神障がい）
市町村の委員

4. 国の動向等

○令和6年2月、法務大臣から法制審議会に対し、成年後見制度の見直しに関する諮問がされ、令和8年2月12日に法制審議会において、民法改正要綱案をとりまとめ。今後、国会に提出され、審議される見通し。成年後見制度の類型を見直し、本人の必要性に応じて代理権を付与をする「補助」に一本化する改正内容を予定。

法定後見制度の見直しの概要							令和8年1月 法務省民事局
法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度						
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画的に法定されている						
対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況		
制度	補助		保佐		後見		
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人		
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し	
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択						
見直し後の制度	適用範囲の拡大				廃止		
対象者の能力	不十分			欠く常況			
制度	補助			選択可			
必要とする支援の内容	代理	取消し	取消しの特則				
	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し				
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択						
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判				
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人				
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為				

- 令和7年5月28日に、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめが作成された。
- 今後の地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援においては、「身寄りのない高齢者等への対応」と「成年後見制度の見直しへの対応」という方向性が示されている。

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）

令和7年5月28日

- ◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

3

○地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめを受けて、令和7年12月18日に社会保障審議会福祉部会報告書には、今後の社会福祉法改正に向けて、「新たな第二種社会福祉事業の創設」及び「中核機関の位置づけ等」が示されている。

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）①

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、**人口減少・単身世帯の増加等**の社会情勢の変化や**多様化・複雑化する福祉ニーズ**、人口構造や世帯構成の変化スピードの**地域差**、地域における**支え合い機能の脆弱化**への対応が課題
- ・ **全ての市町村で**、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、**包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要**
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す**地域共生社会のさらなる実現・深化**を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために**市町村が実施すべき施策の明確化**
（1）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（2）支援関係機関同士の連携体制整備、（3）地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- ・ **支援会議を活用可能な市町村の拡大**（※）、市町村が地域の見守り等に協力する**団体を委嘱できる仕組みの創設**
※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- ・ **重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入**
- ・ **生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化等**

② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ **過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設**
福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の**配置基準**を縦割りの基準から**分野横断的な基準に柔軟化**、**地域との協働促進を図る事業**を実施

③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ **地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割**を明確化
- ・ **福祉以外分野との連携・協働の強化**

2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ **頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業**を第二種社会福祉事業に位置付ける

② 中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネーターや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う**中核機関の法定化**

日常生活自立支援事業を拡充・発展させた新たな事業について①

○頼れる身寄りがいない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、日常生活自立支援事業を拡充・発展させ、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業を社会福祉法に規定し、一定の公的な関与のもと、社会福祉協議会を始め、多様な実施主体が事業を実施できるようにする方向性。

2-1 新たな事業について③

検討の方向性

[2. 対象者]

- ・ 判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがいない高齢者等とし、地域で自立した生活を続けるために、生活上の課題に関して支援を要する者
- ※ 身寄りがあっても、家族・親族等の関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とすることは適当ではないと考えられる。
- ※ なお、介護保険部会においても、「身寄りのない高齢者等」という表現・定義については、その意味が抽象的で受け手によって解釈が異なる可能性がある等の意見があった。

[3. 無低事業の要件]

- ・ 事業の利用者のうち、一定割合以上が無料又は低額の料金を利用できる
- ※ 無料又は低額で利用できる資力の要件は、所得要件に加え、資産要件についても自治体のモデル事業における設定状況等を踏まえて設定することが考えられる。

2-1 新たな事業について④

[4. 事業内容]

- 新たな事業の事業内容は、判断能力が不十分な人や身寄りのない高齢者等に対する「日常生活支援」に加えて、「入院・入所等の手続支援」と「死後事務の支援」の少なくとも一方を実施すること。
- 「日常生活支援」は、地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことを目的とする事業とする。
＜事業内容の例＞
 - ・ 定期連絡等の定期的な見守り
 - ・ 一定額の預貯金出し入れ、福祉サービスの利用料や公共料金等の支払いなど、日常的な金銭管理
 - ・ 福祉サービス利用の手続支援等の福祉サービスの利用援助
 - ・ 通帳、年金・保険証書等の重要書類等の預かり
- 「入院・入所等の手続支援」は、身寄りがいなくても、入院・入所や退院・退所の手続が円滑に進められることを目的とする事業とする。
＜事業内容の例＞
 - ・ 契約の立会や付添など、入院・入所又は退院・退所の手続時の支援
 - ・ 緊急連絡先の提供
 - ・ 入院費用の支払代行
- 「死後事務の支援」は、利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことを目的とする事業とする。
＜事業内容の例＞
 - ・ 葬儀(火葬)・納骨・家財処分の契約手続の支援及び契約履行の確認
 - ・ 資格喪失手続、各種証書返却等の行政官庁への届出
 - ・ 公共料金の収受機関等への連絡
- 上記のほか、実施主体において、必要と考える支援の実施を妨げるものとはしない。
- 利用者本人の意思決定支援も適切に確保

2-1 新たな事業について⑤

【5. 契約締結】

- ・ 本人又は代理人と契約締結
- ・ 本人がその契約の内容と結果を認識し、判断する能力を有していることが必要

【6. 利用料】

- ・ 原則として利用者負担とし、無料又は低額で利用できる要件に該当する者に対しては、利用料を減免。ただし、葬儀・納骨・家財処分に係る費用の実費相当は利用者が負担。
 - ・ 利用料については、各地の最低賃金や新たな事業の運営等を踏まえ、各実施主体において設定
- ※ なお、利用料金が高額にならないよう検討が必要との意見があった。

【7. 実施主体】

- ・ 事業の実施主体に制限は設けない

【8. チェック体制】

- ・ 実施主体は都道府県知事へ届出
- ・ 都道府県知事は、必要に応じて事業経営の状況調査、制限、停止を行う。違反した場合は、罰則の適用もある。
- ・ 実施主体ごとに、事業運営に関して適正な運営の確保を図る
- ・ 加えて、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(令和6年6月)」の遵守が望ましい

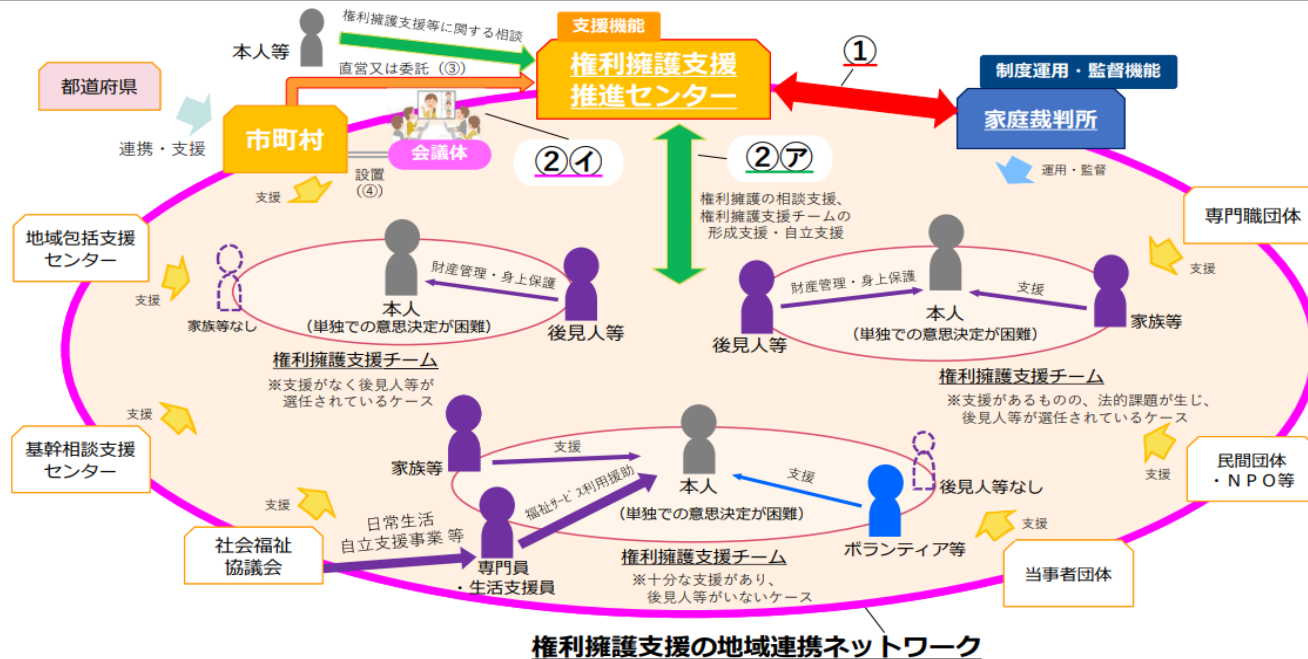
<実施主体が社会福祉協議会の場合>

- ・ 都道府県内の区域であまねく事業が実施されるようにするため、現行の日自事業と同様、都道府県社会福祉協議会・指定都市社会福祉協議会は新たな事業を実施
- ・ 運営適正化委員会は、事業の適正な運営の確保をするため、必要な助言又は勧告を行う

- 中核機関については、「権利擁護支援推進センター」という名称で法定化。
- 業務については、以下の3点。
 - ①民法改正に伴う、家庭裁判所からの成年後見人等の選任・交代・終了にあたっての意見照会の対応。
 - ②権利擁護支援などの相談に対する、専門的助言等の確保や支援のコーディネートを行う業務。
 - ③専門職団体や関係機関等の連携強化を図るための関係者のコーディネート業務。

4 中核機関の位置付け等について（5 / 5）－概要イメージ

- ①（今後の成年後見制度の見直しの内容次第ではあるが、）市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う。
 - ②① 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、「権利擁護支援の内容の検討」や「支援を適切に実施するためのコーディネート」を行う業務。
 - ②④ 「専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネート」を行う業務（会議体の運営等）。
- (注) 権利擁護支援推進センターを設置していない市町村においては、市町村自ら②の各業務を実施するよう努めるとともに、①に対応することとなる。



○頼れる身寄りがない高齢者等への支援については、地域包括支援センターなどの相談支援機関が担うとともに、判断能力が十分でない方への権利擁護支援を行う、中核機関を中心とした地域連携ネットワークとの連携が必要となっていく。

市町村単位での支援体制のイメージ

- 身寄りのない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなどが必要。
- 判断能力が十分でなく権利擁護の必要性がある方への支援は、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関において相談を受け付け、関係者間における必要な情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整し、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要。
- 市町村単位でのこうした支援体制を整備する観点から、必要な取組について検討。

